

毎月勤労統計調査の不適切事案を受けた政府の取組との関係について

	建設工事受注動態統計調査に関する国土交通省の主な動き	毎勤の不適切事案を受けた政府の取組	特別検討チームの見解 (◎：見解のサマリー、・：対応の方向性、=>：既存の取組との関係)
平成 12 年	少なくとも建設工事受注動態統計調査(以下、「受注動態統計」)の開始時点から、都道府県に対し合算を指示		◎「合算処理」はあくまでも便宜的・変則的な処理。 ・月別データを適切に処理できるよう、業務プロセスとシステムの見直しを行うべき。 =>各府省によるPDC Aサイクルの実施、「統計作成ガイドブック」の整備等 統計作成の相談・支援体制、「統計作成プロセス診断」の充実
平成 22 年	3 月 推計方法見直しの省内検討会において、抽出率の逆数に加え、抽出層別の回収率の逆数を乗じる「補完処理」の優位性を結論付け	※ この時期は、毎勤問題を踏まえた「取組」の実施以前である。	◎「補完処理」単体では問題ないが、「合算処理」との併用により「二重計上」問題が発生。 ・推計方式など主要な変更を行う際には業務プロセスの他の部分との関連性や整合性を検証すべき。 ・業務プロセスの全体像及び詳細手順を記述したマニュアルの整備が必要。 =>各府省によるPDC Aサイクルの実施、「統計作成プロセス診断」、「統計作成ガイドブック」の充実
平成 23 年	7 月 建設工事施工統計調査(以下、「施工統計」)の抽出方法の変更について総務大臣に変更申請。この際、添付資料に受注統計における「補完処理」の必要性を記載。総務大臣から統計委員会への諮問において、施工統計の抽出方法の変更とあわせて受注統計の「補完処理」の実施も含める。 9 月 統計委員会の答申の中で、統計精度の改善を図るための変更であり、「補完処理」は適当であるとされた。	右の「見解」では、仮に「取組」が実施されていた場合、その中のどの対応が有効か、対応にどのような改善の可能性があるか等の観点から見解を整理した。	◎「合算処理」は国交省での変則的な内部処理であり、総務省・統計委員会で存在の把握は困難。 =>総務省への変更申請、統計委員会諮問答申のあり方について要検討
平成 25 年	4 月 「補完処理」を開始		
平成 31 年	<b>平成 31 年 1 月 毎勤統計の不適切処理の発覚、「一斉点検」、点検・検証等の対応を開始</b>		
令和 元年	1 月 「一斉点検」において担当者は「合算処理」について、報告した方が良いと考えて上司に相談したが、上司が消極的な立場であったため、報告されなかった。 6 月頃 担当課長補佐からの報告により、室長は合算を認識、遅くとも、11 月頃までには二重計上を認識。  (令和元年 12 月末に幹部も「合算処理」及び「二重計上」の問題の存在を認識。)	1 月 毎勤問題への緊急対応として、類似した問題の発生の可能性はないかとの観点から全府省に「一斉点検」を実施  7 月 統計委員会第一次建議(6 月)を踏まえ、緊急対応として各府省に統計分析審査官を配置  (9 月～12 月 統計改革推進会議に統計行政新生部会を設置。12 月に報告書「統計行政の新生に向けて」を取りまとめ、政府を挙げた総合的対策を提案。)	◎「一斉点検」は調査計画との乖離、復元推計等に着眼した緊急の重点化した取組であり、「二重計上」を発見することは困難。ただし、国交省内部に「合算処理」の問題に関して相談が行われたことは、「一斉点検」の派生的な効果とみなしうる。  ◎統計分析審査官の知識・力量に差異があり、統計技術上の課題・疑問等への的確な対応に府省間で差。 ・統計分析審査官への研修・指導の充実が必要 =>「データアナリスト等の研修」の普及・徹底 ・統計技術上の課題・疑問に迅速・的確に答えられる体制が必要 =>「統計相談体制」の取組の強化、さらなる周知・普及  ◎「二重計上」問題に対して適切なのは正・対策が講じられていない。 ・問題発生時における適切な対応が必要 =>組織全体で行動規範の周知徹底

令和 2年		<p>3月～5月 第Ⅲ期公的統計基本計画の変更について、統計委員会に諮問・答申</p> <p>6月 公的統計基本計画の変更について閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PDC Aサイクルの確立</li> <li>・統計リソースの確保</li> <li>・統計の重要度に応じた管理</li> </ul>	
<b>令和2年6月 毎勤不適切処理に係る再発防止策の正式決定、本格的な取組の開始</b>			
	<p>10月 統計委員会評価分科会に施工統計の見直しを報告。(会議資料に受注動態統計の遅延調査票の取扱に関する記述があったが、会議の議題ではなく、席上で説明なし。)</p>	<p>6月 「誤り発生時の対応ルール」のひな型を全府省に提示</p> <p>7月 PDC Aサイクルの確立に向けた「点検・評価ガイドライン」を決定(10月施行)</p> <p>9月 「データアナリスト研修」開始(令和2年度は試行、3年度から本格実施)</p> <p>11月 「統計作成プロセス診断」の導入に向けた検討を開始。統計作成プロセス部会の下にタスクフォース設置。(令和3年10月から試行開始)</p>	<p>◎技術的課題を検討する仕組み・体制の機能・活用が不十分。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術的課題等について相談しやすい体制の整備・周知が必要。</li> <li>・統計委員会の部会における審議テーマの整理が必要。</li> </ul> <p>=&gt;(再掲)「統計相談体制」の取組の強化、さらなる周知・普及</p> <p>=&gt;(再掲)総務省への変更申請、統計委員会諮問答申のあり方について要検討</p>
令和 3年	<p>6月 令和3年4月分より「合算処理」、「二重計上」の取りやめ。新方式の推計結果を公表。(令和2年1月～令和3年3月分について遡及再計算を実施)</p>		<p>◎問題発生後の是正策の対応について、適切な対応がとられていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「誤り発生時の対応ルール」等の周知徹底が必要</li> </ul> <p>=&gt;幹部研修等を通じた対応ルールの徹底、職場風土の改善</p>